

四日市市選管規則第1号

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則

四日市市選挙管理委員会規則（昭和41年四日市市選管規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第18条（略）</p> <p><u>2 前項の事務の執行において、重大な事務処理誤り等事務局が別に定める規定の範囲を超える事案が発生した場合は、事務局長は、当該事案に対し委員会による指導及び注意を求めることができる。</u></p> <p><u>3 委員長は、前項の求めを適当と認めるときは委員会に付議することとし、付議した議案が可決されたときは、これに係る指導及び注意を行う。</u></p>	<p>第18条（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)